

「はい、こちら企業の

労働110番です」。

電話は、建設業界のX

社からでした。

「うちは元請ですね、こ

れからビルの建設に入る

けど、国から下請に社会

会保険に入らなくていい
と言っているから、うち
はこのまま入らずにいる
よ!』と押し返されちゃ
つてね。こういう場合も
加入させなきゃいけない
のかな」とご相談を受け
ました。

X社の言うよう
に、平成24年11月
に「社会保険の加入
に関する下請指

導ガイドライン」
が国土交通省より
出されました。こ
れは平成29年度に
は、企業単位で建
設許可業者の10
0%、労働者単位
で製造業相当の加
入状況を目指すた
めに策定されたも
ので、今年4月に
は、より具体的な
取組内容を明示し
さらに厳しい内容へと改
訂されました。

X社はこのガイドライ
ンに従い、下請企業の社
会保険加入の指導をした
訳ですが、ご質問のよう
なところに該当しま
す。この条件に該当し
ます。この条件に該当し
なくとも、加入すべき従
業員の2分の1以上の同
意を得ることで、会社と
して社会保険に加入する
保険の加入を指導するよ
う言われているようで、
下請の社長さんに社会保
険の加入をお願いしたら、
『うちは私と作業員1人
でやつてある小さな会社
だしね、その作業員も社

名北企業の 労働110番です



名北労働基準協会専門員
社会保険労務士 河村 亜実

建設業の社会保険加入問題

も多々あります。そこで、
社会保険への法律上の加
入条件を今一度整理して
おきましょう。社会保険
への加入は、

①法人会社（従業員の
人数問わず）

する従業員（正社員だけ
でなく、パート、アルバ

認め申請を行うことができます。つまり、X社の
ご質問の内容ですと、下
請企業が法人なら社会保
険に加入すべきであり、
作業員も社会保険に加入
させなければなりません。
また、個人企業ならば従
業員の同意が得られそう
ないので社会保険への
加入は必要ないとい
うことになります。

このように、社会
保険への加入は会社
や従業員の意思に沿
うものではなく、法
律で義務付けられて
いるものです。そこ
で加入を説得する為
にも、社会保険加入
後にどのようなメリ
ットがあるのかも重
要になってしまいます。社会
保険への加入のメリット
は、当然ながら社会保険

を対象とした社会保険加
入に関する出張無料セミ
ナーの開催が可能です。
また、社会保険の加入手
続きは複雑で、多くの下
請企業ではそこまで手が
まわらないのが実情です。
当協会の関連組織には、
多くの社会保険労務士と
連携を取り、社会保険の
事務委託を行なう「社会保
险労務士法人 愛知労務
管理コンサルティング」
がございます。社会保険
の加入説明・事務手続き
についてお気軽にご相談
ください。

ても、扶養家族の保険料
免除、業務外による病気・
負傷中の生活保障（傷病
手当金）、老後の生活（老
齢年金）等は大きく影響
してきます。



イトを含む）が5名以上
の会社 このどちらかに該当す
れば法律上当然に社会保
険に加入する義務があり
ます。この条件に該当し
なくとも、加入すべき従
業員の2分の1以上の同
意を得ることで、会社と
して社会保険に加入する

ご相談は、『企業の労
働110番』（☎ 052
- 961-7110）に
て承ります。

イラスト・森沢康代